

經濟論叢

第113卷 第2・3号

-
- | | | |
|-----------------------------------|---------|-----|
| 日米鉄鋼業の労働生産性比較…………… | 行 沢 健 三 | 1 |
| ナショナル・レッド会社における
正常在高法の展開…………… | 高 寺 貞 男 | 30 |
| 戦時日本の財政投融资機構と政府出資法人…… | 鈴木 茂 | 51 |
| 第二次大戦前後のミシシッピ州農業の
資本主義的性格…………… | 藤 岡 惇 | 79 |
| アメリカの金買入れ政策をめぐる論争…………… | 横 田 綏 子 | 103 |
-

昭和49年 2・3 月

京 都 大 学 經 濟 学 會

戦時日本の財政投融资機構と政府出資法人

鈴木 茂

はじめに

財政投融资が国家独占資本主義段階特有の現象であることは、一般に認められているようである¹⁾。しかしながら、具体的に日本に於ける財政投融资の成立時期・存在形態等について、必ずしも見解の一致が見られるわけではない。制度的な完成を別とすれば、財政投融资といわれる現象が現われ始めた時期について、明治初期以来であるとする説と日本資本主義発展の特定の段階以降であるとする説とに大きく二分することができる²⁾。前者の見解によれば、官営工場の経営とその払下げ、軍工廠投資、鉄道・通信・専売・印刷・造幣の国営

注1) 遠藤湘吉『財政投融资』岩波書店、1966年5月、180ページ、佐藤進「財政投融资」島恭彦他編『財政学講座』第3巻有斐閣、1964年11月163ページ、武田隆夫「財政投融资の原質」鈴木武雄他編『金融財政講座』第3巻有斐閣、1961年1月、128ページ。

2) 武田隆夫教授「財政投融资」大河内一男他編『日本の経済』東洋経済新報社、1963年10月）、遠藤湘吉教授「財政投融资の対象」鈴木武雄他編、前掲書）は明治初期より存在するとされるが、そうだとすれば、財政投融资の諸形態を示すのみではなく、日本に於ける国家独占資本主義の成立によって財政投融资がどのような本質的転換を示すに至るかを明らかにする心算がある。これに対して、宮本憲一教授は「財政投融资は、第1次大戦後金本位制にもとづく財政金融制度の崩壊と、1929年恐慌による資本市場の変化にはじまった。」（『財政投融资の機構』鈴木武雄他編、同上、8-9ページ）とされる。又、島恭彦教授は「日本の財政投融资という制度は、太平洋戦争の段階で出資特別会計の創設をもって確立されたとみてよい。」（『インフレーションの財政金融的条件』『経済論叢』第93巻第1号、10ページ）とされる。筆者は島教授の見解に最も示唆を受けた。さらに、このような段階規定の相違からも窺える如く、財政投融资の本質規定に関しても必ずしも共通の見解に達しているのではない。「実物資本の形成を目的としてなされる財政資金の金融的投資」（佐藤進、前掲論文、163ページ）とされる従来の見解からは、財政投融资が国家独占資本主義段階に必然的に形成される根拠が必ずしも明らかにはならない。国家独占資本主義段階特有の現象とする為には、少くとも国家の金融的力能の巨大化と金融資本による社会的資金の独占的支配とが不可欠のモメントとして措定されなければならないであろう。この点の解明は今後の課題としたい。

事業投資、政府出資等が財政投融資の諸形態として掲げられている³⁾。しかし、これらが形成された国民経済的・財政的要因・運営様式等が当然異なるはずであるが、それが充分明らかにされないままに共通の財政投融資現象として把握されているようである。

その上、財政投融資が「財政投融資計画」として制度的に整備された形態で現われるのが戦後の昭和28年以降であることと関連して、従来の財政投融資研究の力点が戦後に置かれ、戦前日本に於ける財政投融資が研究対象として本格的に取上げられることが皆無に近い状況であるということができよう。この結果、戦時国家独占資本主義体制の形成・確立期にあたる日中戦争前後から太平洋戦争の突入・終戦に至る時期の政府出資方式による財政投融資の分析もまた例外ではない。これは他の国営事業投資等とは全く異った性格を有するのみではなく、この時期に財政投融資制度の形成という点からも無視しえない現象が見られるのである。国家独占資本主義段階特有の現象であるとされる財政投融資の日本に於ける形成過程を問題とする時、これを研究対象として取上げるとは不可欠の課題であると言えよう。だが、実際には資料上の制約もあり、藤田武夫教授の先駆的業績を見るのみである⁴⁾。

もちろん、戦時下の政府出資の特殊法人（以下政府出資法人と称す）は「国策」遂行機関として軍事的政治的要請を受けて設立されたのであり⁵⁾、その特徴を直ちに普遍化することはできないであろう。だがその反面、政府出資法人という政府関係機関を財政投融資の中核体として設立する方式は、戦後もひき引いて見られる現象である⁶⁾。戦前・戦後の財政投融資の表面的な類似性のみを強

3) 武田隆夫、前掲論文、鈴木武雄他編、前掲書。

4) 藤田武夫「戦時下の国家投資」『立教経済学研究』第12巻第2号、1958年11月。小論は藤田教授のこの労作に負うところきわめて大きい。

5) 同上。

6) 戦前の政府出資法人の大半は終戦後占領政策の下で閉鎖され、戦後のそれと直接的な連続関係はないが、昭和45年3月末現在、清算中の閉鎖機関及び国際機関を除いても、83法人に達する。戦前の政府出資法人の大半には民間資本が大体半額出資していたのに対して、戦後のそれは大体全額政府出資であることをみても、両者を単純に同じ手法で取扱うことはできないであろう。だが、後者に於いても昭和35年頃から一部に民間資本の参加がみられるし、最近流行の「第三セク

調することは妥当ではないが、戦時下の特殊性を根拠として両者の内的連関の分析を放棄することもまた適切な取扱い方ではなからう。

小論では、戦前日本に於ける財政投融资研究の準備的作業として、資料上の制約があるが、政府出資法人を槓杆とした財政投融资機構の特徴を明らかにしようとするものである。但し、個々の法人の設立目的・経過や事業内容等については、すでに藤田教授によって詳細な点に至るまで明らかにされている⁷⁾ので、必要な範囲内に於いて取上げるに止める。又、政府出資法人は明治後期頃から終戦に至るまでの長期間に、様々な領域にわたって設立され、多種多様な業務を行っていたのであり、一口で全体の特徴を言い表すことは困難である。だが、設立がどの時期に本格化し、どのような領域に投融资の重点が置かれ、その主要な財源を何に依存していたか等を明らかにすることは可能であり、政府出資方式の特質を把握する為に欠かせない作業であろう。このような意味から、上記の諸点について、終戦時の総括的資料に依りながら、出来る限り全体像を明らかにするように努めることとする⁸⁾。

I 政府出資法人設立の概観

一般に政府出資法人は、戦時に於ける物資配給の統制、「内外地」に於ける資源開発、植民地・占領地域の殖産興業、中小企業・農林水産業対策、戦禍による国民生活の破壊に対する対策などの社会政策、植民地・占領地域の軍事的政治的支配の補強等の重要「国策」を推し進める目的をもって設立されたと言われている。まず、設立の状況を示せば第1表の通りである。

政府出資法人の設立の時期区分を行うと3期に分けることができよう。第1

ター」は資本構成からみる限り、前者と類似した傾向を持ちはじめているとも考えられる。「第三セクター」が全姿態を我々の目の前に現わしていない現在、戦前の政府出資法人の分析は「第三セクター論」の発展にも寄与するところ少くないであろう。

7) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第12巻、1962年3月。

8) 政府出資法人を槓杆とした財政投融资を問題とする時、民間資本とくに当時の支配的資本である財閥との関係、政府出資方式を必然化した財政的要因とその帰結とを取上げなければならない。これらの点については今後次稿以下に於いて取扱うつもりである。

第1表 政府 出資 法人 一 覽

(單位 千円 %)

54 (262)

法 人 名	設 立 年 月	終 戦 当 時				(B)/(A)	(D)/(C)
		(A)公称資本 金	(B)内政府引 受額	(C)私込済額	(D)内政府私 込額		
日 本 銀 行	明治15. 10	100,000	55,000	45,000	—	55.0	—
北 海 道 拓 殖 銀 行	〃 32. 4	40,627	1,000	27,324	1,000	2.5	3.7
台 灣 銀 行	〃 32. 9	60,000	250	37,500	250	0.4	0.6
南 滿 州 鐵 道 株 式 會 社	〃 40. 4	1,400,000	700,000	1,400,000	700,000	50.0	50.0
鳴 綠 江 採 木 公 司	〃 41. 9	(2,800)	(1,400)	—	—	—	—
東 洋 拓 殖 株 式 會 社	〃 41. 11	100,000	3,000	75,000	3,000	3.0	4.0
朝 鮮 銀 行	〃 42. 11	80,000	1,500	50,000	1,500	1.9	3.0
朝 鮮 商 業 銀 行	〃 43. 9	(9,925)	(133)	—	—	—	—
台 灣 殖 産 銀 行	大正 7. 11	60,000	329	52,500	329	0.6	0.6
台 灣 電 力 株 式 會 社	〃 8. 7	(30,000)	(12,000)	—	—	—	—
産 業 組 合 中 央 金 庫 (農 林 中 金)	〃 12. 4	65,000	17,500	39,169	17,500	26.9	44.7
滿 州 電 信 電 話 株 式 會 社	昭 和 8. 8	200,000	50,250	125,000	33,375	25.1	26.7
日 本 製 鐵 株 式 會 社	〃 9. 1	800,000	454,712	800,000	454,712	56.8	56.8
東 北 興 業 株 式 會 社	〃 11. 10	50,000	10,000	45,000	7,500	20.0	16.7
台 灣 拓 殖 株 式 會 社	〃 11. 11	60,000	30,000	59,399	30,000	50.0	50.5
南 洋 拓 殖 株 式 會 社	〃 11. 11	20,000	10,540	20,000	10,546	52.7	52.7
商 工 組 合 中 央 金 庫	〃 11. 12	30,000	15,000	24,440	15,000	50.0	61.3
日 本 通 運 株 式 會 社	〃 12. 4	161,100	49,500	133,725	22,125	30.7	16.6
日 南 産 業 株 式 會 社	〃 12. 7	10,000	7,250	10,000	7,250	72.5	72.5
滿 州 拓 殖 公 社	〃 12. 8	130,000	55,000	113,750	46,875	42.3	41.2
帝 國 燃 料 興 業 株 式 會 社	〃 13. 1	250,000	130,000	200,000	90,000	52.0	45.0
國 際 電 氣 通 信 株 式 會 社	〃 13. 3	85,800	42,900	63,556	41,426	50.0	65.2
恩 給 金 庫	〃 13. 6	30,000	15,000	6,000	1,000	50.0	16.6
庶 民 金 庫	〃 13. 7	30,000	10,000	29,690	9,690	33.3	32.3
日 本 産 金 (株) (帝 國 鐵 道 株 式 會 社)	〃 13. 9	115,000	45,000	74,000	27,000	39.1	36.5
北 支 那 開 發 株 式 會 社	〃 13. 11	443,000	254,250	311,750	254,250	57.4	81.0

第113卷 第2・3号

中支那振興株式会社	〃 13. 11	150,741	52,316	113,241	52,316	34.7	46.2
朝鮮マグネサイト開発株式会社	〃 14. 6	(15,000)	(5,000)	—	—	—	—
日本米穀(株)(中央食糧営団)	〃 14. 7	100,000	50,000	60,898	30,000	50.0	49.2
大日本航空株式会社	〃 14. 8	100,000	37,250	67,363	28,988	37.3	42.6
朝鮮米穀市場株式会社	〃 14. 11	(5,000)	(2,500)	—	—	—	—
日本石炭株式会社	〃 15. 6	100,000	50,000	50,000	25,000	50.0	50.0
日本肥料株式会社	〃 15. 7	67,000	25,000	18,250	6,250	37.3	34.3
日本輸出農産物株式会社	〃 15. 7	10,000	5,000	5,000	2,500	50.0	50.0
住宅営団	〃 16. 5	100,000	100,000	86,723	86,723	100.0	100.0
木炭系統制株式会社	〃 16. 5	80,000	40,000	40,000	20,000	50.0	50.0
農地開発営団	〃 16. 5	30,000	15,000	15,000	7,500	50.0	50.0
国民更生金庫	〃 16. 6	100,000	99,000	97,520	96,520	99.0	98.9
朝鮮住宅営団	〃 16. 6	(2,000)	(2,000)	—	—	—	—
帝都高速度交通営団	〃 16. 7	60,000	40,000	19,500	13,000	66.6	66.6
樺太開発株式会社	〃 16. 7	50,000	25,000	24,999	12,499	50.0	50.0
帝國石油株式会社	〃 16. 9	460,000	230,000	286,000	86,000	50.0	30.1
台湾住宅営団	〃 16. 12	(750)	(750)	—	—	—	—
産業設備営団	〃 16. 12	400,000	400,000	155,970	155,970	100.0	100.0
南方開発金庫	〃 17. 3	300,000	100,000	58,450	58,450	100.0	100.0
戦時金融金庫	〃 17. 4	300,000	200,000	300,000	200,000	66.7	66.7
重要物資管理営団(交易営団)	〃 17. 4	300,000	250,000	213,955	188,955	83.3	88.3
日本医療財団	〃 17. 7	144,831	100,000	113,281	68,450	69.8	60.4
日本証券取引所	〃 18. 8	200,000	47,380	200,000	47,380	23.7	23.7
大日本育英会	〃 19. 4	1,000	1,000	969	969	100.0	100.0
外資金庫	〃 20. 2	50,000	50,000	10,000	10,000	100.0	100.0
生命保険中央会	〃 20. 4	15,000	14,500	15,000	14,500	97.0	97.0
損害保険中央会	〃 20. 4	50,000	50,000	50,000	50,000	100.0	100.0
計		7,489,099	3,939,433	5,745,422	3,036,298	54.0	52.6

注(1) 産業組合中央金庫は農林中央金庫に昭和18年3月、日本産業振興(株)は帝國蠶業開発(株)に14年8月、日本米穀(株)は中央食糧営団に17年9月、重要物資管理営団は交易営団に18年6月に改組が行われた。(2) 終戦当時の公称資本金・政府引受額等不明なものは、設立当初のそれをカッコ内に示した。(3) 大蔵省昭和財政史編集室編「昭和財政史」第12巻、東洋経済新報社、1962年3月所収附録統計表第6・8表より作成。

期は、昭和10年までの時期であり、政府出資法人の設立が必ずしも盛んであるとは言えないが、満鉄・東洋拓殖(株)・日鉄等重要な法人が設立されている。又、台湾・朝鮮・朝鮮商業・朝鮮殖産各銀行がこの時期に設立され、朝鮮・台湾地域を中心とする金融機構・信用制度の整備を行い、この地域での軍事的支配、「内地」民間資本の進出や政府出資法人の業務遂行の為の基礎を形成している。しかし、第2・3期と比較して設立件数・政府出資額等は必ずしも多いとは言えない。

第2期は昭和11年から15年の時期であり、このわずか5年間に22法人が設立されている。このような設立の急増は、日中戦争の勃発・長期化の中で軍備増強の為の「生産力拡充」と戦時経済統制が必至の課題となってきたことを反映していることは言うまでもない。この時期に重要産業統制法の改正(昭和12年)、重要肥料業統制法(同)、米穀自治管理法(同)、輸入為替許可制(同12年)、貿易および関係産業調整法(同)、さらに国家総動員法(同13年)等の産業・貿易・金融等の経済全般にわたる国家の戦時統制体制が確立していったことは、あまりにもよく知られている。統制関係の日本米穀(株)・日本輸出農産物(株)・日本肥料(株)・日本石炭(株)・朝鮮米穀市場(株)、「生産力拡充」・開発関係の日本産金(株)(帝國鉱業(株))・朝鮮マグネサイト開発(株)・帝國燃料興業(株)・東北興業(株)・北支那開発(株)・中支那振興(株)等が第2期に設立された法人の中心的存在であり、第1期とも第3期とも異なる点である。さらに、昭和12年春成立した林内閣は、国民生活に対する顧慮さえも公然と振り捨てた「狭義国防」を施策の中心に据えたのであるが、戦局の進展にともなう国民生活の破壊を放置できなくなる。それが、昭和13年の恩給金庫・庶民金庫の設立にみられる「財政投融资化」現象として現われているものと考えられる。

このような政府出資法人の急増と多様な性格を持つ法人の総合的管理の為に、昭和15年度から政府出資特別会計⁹が設置され、出資財源も本特制会計の負担による公債発行によって独自に調達されるようになる。政府出資法人を楨杆と

⁹ 政府出資特別会計の具体的検討は別稿に於いて行う予定である。

した財政投融资が制度的にも大きな転換を示すのが第2期であると言えよう。

第3期は昭和16年から終戦に至る時期である。設立された法人数は第2期と同様に多数に上るが、従来株式会社形態が多かったのに対し、この時期に入ると営団形態が多くなることから推測できるように、法人の設立目的・性格等が異ってくる。英米による重要物資の対日禁輸、17年以降の日本経済の縮少再生産への転落、さらに米空軍による本土空襲や制海権の喪失等々によって輸入が杜絶し、既存の資源・設備の軍需部門への集中的投入をも行わざるを得なくなってきたことを反映しているものと考えられる。末稼働遊休設備の買収・転売や稼働化を促進する為の融資を行う産業設備営団がその典型であろう。又、第2期には中小企業の保護的措置として商工組合中央金庫が設立されているが、この時期になると中小商工業者の転廃業を促進する為に、営業資産の買収・処分・その為の融資等を行う国民更生金庫が設立されてくるのである。つまり、中小企業対策では保護育成よりもスクラップ化に重点が移ってくる。

その反面、政府出資法人を通じた大規模な軍需企業に対する援助は、より一層積極的となってくる。従来命令融資等の特別な軍需融資は日本興業銀行によって担われてきたのであるが、一般金融機関から調達困難な資金を時局重要産業に融資することを目的とする戦時金融金庫がさらに設立される¹⁰。金庫は民間資金と公信用を一体化して、巨大軍需企業に集中的に融資を行っていたのである。

だが、物資や資金の軍需部門への集中によっても物資の絶対的欠乏は覆い難く、特に平和産業への投資の抑制による生活必需物資の欠乏が太平洋戦争突入以降の戦禍とあいまって一層著しくなる。その対策として重要物資管理営団の設立と交易営団への改組、日本米穀(株)の中央食糧営団への改組、日本医療団の設立等が現われるのも、この時期の特徴である。

¹⁰ 戦時金融金庫の設立に対して、日本興業銀行は同行の「命令融資制度」の拡充によって金庫の機能を代行し得るとして、設立に反対した(日本興業銀行『日本興業銀行五十年史』1957年9月、575ページ)。金庫の設立をめぐって、民間資本相互に何等かの利害対立があったものと考えられる。

このような昭和11年からの政府出資法人の急増は、既存の法人の増資も加って、政府出資額の増大をもたらした¹⁾。年度別の政府出資額を示すと第2表の通りである。昭和11年度末現在出資残高5億63百万円に対して、20年8月には6倍近い30億43百万円に膨脹している。特に、日中戦争・太平洋戦争への突入を画期に、年間出資額が急増しているのが解る。

この結果、政府出資法人の資本金の中に占める政府出資割合は第1表に示した如く大きな比重を占めていた。終戦時に於ける政府出資法人全体の公称資本金総額74億89百万円、払込資本金総額57億45百万円であるが、政府は39億39百万円を引受け、そのうち30億36百万円を払込んでいる。公称・払込両資本金総額の半分余りを政府が占めている。

このような多額の政府出資金がどのような領域を中心に投資されていたかを検討する為に、中小企業・農林水産業・社会政策関係の法人と、それ以外の統制・「生産力拡充」・植民地・占領地域関係法人の払込資本金額・政府払込額の割合を比較すると次の通りである。払込資本金合計は前者4億73百万円で全体の8.3%、後者52億26百万円で91.7%、同じく政府払込合計は前者3億33百万円で11.0%、後者27億2百万円で89.0%である。植民地・占領地域関係法人には学校・病院・移民業務等を営むものもあるが、明らかに重化学工業・植民地・占領地域関係に集中している。特に終戦時に於ける資本金の不明な法人を除くと、「内地」

第2表 年度別政府出資額

年 度	出 資 金 額
昭和11年度末 現在高	563,953千円
〃 12 〃	43,450
〃 13 〃	122,642
〃 14 〃	119,638
〃 15 〃	227,611
〃 16 〃	260,941
〃 17 〃	516,471
〃 18 〃	550,882
〃 19 〃	564,798
〃 20年8月	72,126
計	3,043,012

注 藤田武夫、前掲論文『立教経済学研究』第12巻、第2号
164-107ページより作成。

¹⁾ 政府出資法人と財閥との関係からみても、この時期が1つの画期をなしている。

関係法人30社に対して、「外地」関係法人15社は払込資本金合計 24億 61百万円で全体の43.0%，政府払込額合計12億2千万円で40.2%を占め、植民地・占領地域に於ける豊富な戦略的資源の開発，殖産興業等の重要「国策」遂行機関として政府出資法人の中心的存在であったといえよう。又，公称資本金2億円以上の大規模な政府出資法人は，満鉄・北支那開発(株)・南方開発金庫等の植民地・占領地域関係法人，日鉄・帝国燃料興業(株)・帝国石油(株)・戦時金融金庫等の重化学工業・軍需金融関係法人に集中している。これに対して，3千万円以下の小規模な法人には商工組合中央金庫・恩給金庫・庶民金庫・農地開発営団・大日本育英会等の中小企業・農林水産業・社会政策関係法人が多く見られる。政府出資がどのような領域に重点を置いていたか，もはや言うまでもないであろう。

法人の事業目的と政府出資割合については，一定の相関々係が必ずしも見られないようである。強いて言えば住宅営団・朝鮮住宅営団・台湾住宅営団・中央食糧営団等の社会政策関係法人，国民更生金庫・産業設備営団のように業務対象が中小企業であるもの，さらに破綻の色濃く現われ出した戦時体制を金融的に梃子入れする為の南方開発金庫・戦時金融金庫・外資金庫等に全額政府出資あるいはそれに近いものが見られる。平均的には，大体半額政府出資のものが最も多い。むしろ，重要物資統制・「生産力拡充」に積極的に貢献すると思われる満鉄・帝国燃料興業(株)・北支那開発(株)・中支那振興(株)・日本石炭(株)・日本肥料(株)等に対する政府出資割合の方が，上記の諸法人に対するものよりも低い。だが，それは資本規模や政府出資の絶対額からも解る如く，これらの法人の国家的軍事的意義が小さいからではなく，大量の民間資金を動員し得たことを物語るものである。民間資本の出資率の高い法人は農林中央金庫・商工組合中央金庫・恩給金庫等にも見られるが，問題は政府出資率の高低ではなく，どのような政府出資法人に，どのような民間資本が資本参加しているかを明らかにすることであろう¹⁹⁾。

19) 詳細は別稿で取扱う。

ところで、平均50%余に上る政府出資は国家の法人に対する巨大な監督・統制権の物質的基礎ともなっていた。すなわち、国家は首脳部の人事、資本金・出資に関する定款の変更、社債の募集・利益金あるいは剰余金の処分、業務内容の認許可権を保有し、「国策」的の目的に適合するように法人を監督・統制していたのである。他方、政府出資法人には巨額の政府出資の他に、政府持株に対する配当免除、民間株に対する配当保証、大幅な社債発行限度(3~30倍)の承認とその元利金支払に対する政府保証、各種補給金の供与、税法上の優遇措置、土地収用権、物資調達に対する特典、独占的営業権等々が与えられていた。

法人の業務内容を見ると、広範な直営事業を営みながら、子会社設立や関連部門への融資を行っているものが多い。植民地・占領地域の開発の中核として設立されたものにはこの傾向が強く、社会資本・資源開発・重化学工業部門から生活関連部門まで幅広く業務を行っている。因みに、終戦時に於ける満鉄の事業を列挙すると次の通りである。まず固有事業として(1)鉄道、(2)自動車、(3)港湾、(4)倉庫、(5)炭鉱、(6)製油、(7)製鉄、(8)旅館、(9)土地及び家屋の経営、(10)調査研究、(11)学校、(12)病院、(13)殖産の13業種にもわたる上に、「満洲国政府」・朝鮮総督府からの受託業務を行っていた。鉄道事業の営業キロ数は1万1,138キロ、昭和19年度の貨物輸送実績は7,808万5千トン¹³⁾であり、同じ時期の国鉄の営業実績は各々2万30キロ、1億6,106万4千トンである¹⁴⁾。営業キロ数・貨物輸送ともに満鉄は国鉄の2分の1の実績をあげている。その上、後述する如く、満鉄は関連部門に対して巨額の投融資を行い、終戦時には子会社数54社余、出資総額4億12百万円、融資総額19億13百万円に上っていたのである。

以上、政府出資法人を楨杆とした財政投融資は、昭和10年代に本格化し、政府支配下の資金を出資という形式で運用するという意味で、財政投融資制度の一応の確立を見ることができると言えよう。だが、ここにおける財政投融制度は、物資・資源の割当、開発の権限を備えた戦時統制機構の一環であったこと

13) 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』1954年3月、388-389ページ。

14) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第3巻、1955年9月、563ページ。

は当然である。

II 政府出資法人による投融资

政府出資法人は直営事業を営みながら、関連諸部門に広範な投融资を行っていた。特に植民地・占領地域を業務対象とする政府出資法人は、業務の特有な性格から、鉄道・通信・電力等の「社会的間接生産手段」、工鉱業・機械・肥料・人造石油等の重化学工業、さらには学校・病院・住宅等の「社会的間接消費手段」に及ぶ種々の部門に投融资を行っていた。言い換えるならば、満鉄・北支那開発(株)・中支那振興(株)等が総合的な統制的開発の推進主体として、個々の部門に子会社を独自にあるいは他の政府出資法人や「内地」民間資本と共同で設立し、独占的営業権の付与、資金・原材料・人材の集中的供給によって開発・殖産興業を行うという方式が支配的であった。「内地」では若干異なり、個々の産業部門別に設立された統制・「生産力拡充」を目的とする政府出資法人が、既存の軍需企業に対しては融資を行い、新たな産業分野では民間企業と共同で子会社を設立するとともに必要な資金を融資するという方式が用いられていた。直営事業のみではなく、投融资によって社会資本・資源開発・重化学工業関係の産業の育成が、政府出資法人に課せられた主要な業務のひとつであったのである。

終戦時に於ける投融资の規模は、資料上明らかにし得るものだけでも第3表の如く膨大なものである。16法人による投融资は子会社数500社、出資総額28億69百万円、融資総額182億83百万円、計211億52百万円に達し、16法人の払込済資本金合計36億36百万円の5倍を越える額である。その中でも、中支那振興(株)・戦時金融金庫・北支那開発(株)・満鉄・日本肥料(株)等が特に膨大な投融资を行っている。それに対して、農林中央金庫・国民更生金庫の投融资は相対的に少額である。先述の多額の政府出資が行われた部門とそうでない部門との不均等は、政府出資法人の投融资を通じてさらに増幅されていると言えよう。

ところで、戦前財政投融资として政府出資とともに掲げられる国営事業投資

には、このような多額の投融資を行う現象が見られず、時に臨時的な出資金が見られる程度である。恒常的な投融資の有無に見られる両者の相違は、民間資本の競争関係に及ぼす影響が全く異なることを意味している。政府出資法人を楨杆とした財政投融資に於いては、直営事業による民間資本への原材料・製品・サービスの安定的供給の意義も物資欠乏の戦時下であるが故に否定し難いが、それ以上に融資関係や子会社の共同設立を媒介として民間資本と直接的関係を結ぶことができるところに重要な意義がある。これに対して、国営事業投融資の場合には運輸・通信サービスを通じて民間資本と関係を結ぶ。それは、融資関係・子会社の共同設立の場合にみられる個々の民間資本との個別の関係ではな

第3表 政府出資法人による投融資 (単位 千円)

法人名	投 資		融 資 額	計
	子会社数	出 資 額		
北支那開発(株)	54	908,318	2,817,312	3,725,630
満 洲 鉄	54	412,967	1,913,302	2,326,269
戦時金融金庫	111	376,000	3,706,909	4,082,909
帝国燃料興業(株)	14	309,150	292,550	601,700
東洋拓殖(株)	85	261,525	399,762	661,287
日 鉄	18	187,882	212,099	399,981
東北興業(株)	99	187,426	—	187,426
中支那振興(株)	18	144,116	4,827,652	4,971,768
南洋拓殖(株)	21	41,032	4,743	45,775
樺太開発(株)	13	16,314	1,250	17,564
満州拓殖公社	7	13,950	431,956	445,906
日本肥料(株)	6	10,326	1,132,169	1,142,495
農 林 中 金	—	—	761,049	761,049
日本石炭(株)	—	—	744,600	744,600
国民更生金庫	—	—	514,351	514,351
南方開発金庫	—	—	523,620	523,620
計	500	2,869,006	18,283,324	21,152,330

注 閉鎖機関整理委員会編『閉鎖機関とその特殊清算』1954年3月、前掲『昭和財政史』第12巻、日本製鉄株式会社編集委員会編『日本製鉄株式会社史』1959年、805ページ、より作成。

く、一般的関係である。運輸・通信サービスを民間資本は一様に享受し得るのに対して、融資関係・子会社の共同設立から受ける利益は特定の民間資本に限定されている。特定の民間資本とは巨大な資金調達力と技術開発力を有する資本であり、それは自ずから少数の大規模な財閥に限定されざるを得ないであろう。仮に両者を戦前の財政投融资現象として挙げ得るとしても、全く共通のものとして同列に取扱うことはできないと言えよう。

次に、政府出資法人を槓杆とした財政投融资と国営事業投資との量的比較を行う為に、各事業特別会計の昭和11年度から昭和20年度までの歳出累計（帝國鉄道・通信兩事業特別会計は資本勘定のみ）を示すと第4表の通りである。5つの特別会計の歳出累計の総額は96億77百万円であり、先に示した政府払込総額30億36百万円の3倍余に上り、量的に国営事業投資が政府出資方式を凌駕しているかの如き様相を示している。だが、全体の3分の1に満たない政府出資法人16社によって行われた投融资額204億62百万円のみでも国営事業投資累計額の2倍に達する。これには満鉄などの昭和11年以前からのものが一部含まれているが、政府出資法人全体による直営事業・投融资を考慮するならば、昭和10年代の財政投融资は量的にも政府出資法人を槓杆としたものが中心に位置していたと言えよう。

このように大規模に行われた投融资が主にどのような領域に集中していたかを把握する為に、公称資本金額が1億円を超える子会社及び1社当り5千万円以上の融資を受けているものを示すと、第5・6表の通りである。政府出資法人の投融资が交通・港湾・通信・電力等の社会資本、石炭・鉄鉱・人造石油・肥料等の資源開発・重化学工業部門に集中していることが一目瞭然であろう。その中でも植民地・占領地域を業

第4表 事業特別会計歳出累計

特別会計名	歳出累計額
帝國鉄道特別会計	4,141百万円
通信事業特別会計	1,233
造幣局特別会計	145
印刷局特別会計	363
専売局特別会計	3,295
計	9,677

注 (1) 昭和11年度から20年度までの累計

(2) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第3巻「歳計」1955年9月より作成。

第5表 政府出資法人の大規模子会社 (単位 千円)

子 会 社 名	親会社名	公称資本金	出 資 額
社会資本関係	華北交通	北支那 滿鉄	229,254
			120,000
	華北電業	北支那 東拓	143,650
			2,750
	華北電信電話	北支那	50,000
	蒙疆電業	〃	36,580
	朝鮮電業	東拓	10,000
華中水電公司	中支那	60,304	
小 計		652,538	
重化学工業関係	龍煙鉄鉱	北支那	36,000
	北支那製鉄	〃	50,000
	大同炭鉱	北支那 滿鉄	50,000
			10,000
	華北窒素肥料	北支那	26,500
	滿州製鉄	滿鉄	45,000
	吉林人造石油	帝燃	70,000
	滿州合成燃料	〃	26,000
日鉄鉄業	日鉄	150,000	
小 計		463,500	
合 計		1,116,038	

注 閉鎖機関整理委員会編、前掲書、前掲『昭和財政史』第12巻、前掲『日本製鉄株式会社史』より作成。

務対象とする北支那開発(株)・中支那振興(株)が重点的に社会資本部門への投融資を行っていることが目立つ。中支那振興(株)は投融資総額49億71百万円の7割に上る34億92百万円を華中鉄道・華中水電・華中電気通信公司等に投融資を行っていたのである¹⁵⁾。当該地域に於ける社会資本建設は、兵器・弾薬・兵員の輸送、情報の迅速な収集・伝達等の軍事的・政治的要請であることは言うまでもない。それと同時に、元々社会資本の絶対的不足の上に戦禍による破壊の著しい当該地域に於いては、石炭・鉄鉱・非鉄金属・オイルシェール等の戦

15) 閉鎖機関整理委員会編、前掲書、314-315ページ。

第6表 政府出資法人の大口融資先一覧

(単位 千円)

融、資 先	法人名	融 資 額	融 資 先	法人名	融 資 額	融 資 先	法人名	融 資 額
華北交通	北支那	1,042,700	山東鋳業	北支那	117,873	日鉄鋳業	日鉄	148,182
塘沽新港	〃	279,357	山西産業	〃	67,800	北支那製鉄	〃	60,747
華北運輸	〃	78,700	井陘煤鋳	〃	64,704	三菱重工業	戦金	300,000
連雲港	〃	74,110	磁県炭鋳	〃	52,913	住友金属工業	〃	250,000
華北電信電話	〃	73,200	山西炭鋳	〃	51,601	朝鮮電工	〃	225,000
青島埠頭	〃	59,700	華北塩業	〃	51,600	日鉄	〃	127,500
華北電業	〃	59,200	淮南煤鋳	中支那	661,549	不二越鋼材工業	〃	127,000
華中鉄道	中支那	1,727,450	華中鋳業	〃	499,393	住友通信工業	〃	86,250
華中水電	〃	446,544	柳泉炭鋳	〃	71,000	樺太石炭	〃	83,935
華中電気通信	〃	286,533	東洋高圧	日本肥料	194,529	朝日金属	〃	64,000
上海内河運輸	〃	129,933	日東北学	〃	140,947	鐘淵工業	〃	61,316
中華輪船	〃	117,023	日本水素工業	〃	126,122	神鋼兵器	〃	60,000
中華運輸	〃	99,071	日産北学	〃	82,389	住友化学工業	〃	54,700
上海都市交通	〃	63,150	日清化学工業	〃	73,978	日窒化学工業	〃	51,000
朝鮮電業	戦金	100,000	別府化学	〃	65,000	萱揚製作	〃	51,000
小計		4,636,671	宇部興産	〃	63,937	小計		4,629,780
北支那製鉄	北支那	260,680	日本カーバイト	〃	58,055	交易営団	戦金	73,000
開滦炭鋳	〃	119,000	東北肥料	〃	56,080	総計		9,339,451

注 同上。

戦時日本の財政投融資機構と政府出資法人

略的資源の開発に社会資本建設はさらに不可欠である。資源の豊富な埋蔵量が確認されておりながら、鉄道建設が遅れた為に実際の採掘率が低位であることを余儀無くされたという事例が枚挙にいとまがない程である。だが、巨額の長期資金の固定化を必要とする社会資本部門への投資を戦時下の金融難の下で「内地」民間資本に期待することは不可能であった。その上、重要物資の国家統制、歐洲に於ける緊張の高まり、太平洋戦争への突入による輸入の杜絶という状況の下で、民間資本が単独に必要な諸資材を調達することさえ困難であった。植民地・占領地域に於ける社会資本建設に「内地」民間資本が参加するにしても、統制機関としての性格をも有する政府出資法人と一休となつて行わざるを得ないのであり、そのような事情が第5・6表に内包されているものと考えられる。

社会資本部門に対する投融資と並んで、資源開発・重化学工業部門に対するものが大きい。上記した如く、日本肥料(株)や戦時金融金庫のように「内地」を主要な業務対象とするものには既存の民間重化学工業に対する融資が多いのに対して、「外地」を対象とするものには子会社設立とそれへの融資を行うというケースが目立つ。政府出資法人が傘下企業の所要資金をも一括して調達していたという資金調達方式から当然の結果であろうが、「外地」に於ける統制的開発の中樞に位置していたことがここからも看取することができる。それと同時に、全ての子会社が政府出資法人の全額出資による設立ではないこと、すなわち、「内地」民間資本の参加が窺われることに注目しなければならないであろう。北支那開発(株)や中支那振興(株)が設立された昭和13年頃は、朝鮮・朝鮮商業・台湾銀行による植民地・占領地域の金融機構の一定の整備、満鉄による中国東北部を中心とした社会資本整備、重化学工業部門への先行投資、石炭・鉄鉱等の重要資源の埋蔵量の調査が系統的に行われ、一定の「成果」を収めつつあった時期である。いわば、「内地」民間資本進出の為の投資条件が相当程度整備され、当該地域への投資がきわめて有望であることが「確実」となっていたのである¹⁶。

他方、「保守的」と言われていた旧財閥は、この時期になると強力な

金融力を背景として重化学工業部門に於ける覇権を掌握するに至るが、多額の長期固定資本を必要とする当該部門への進出により外部資金への依存度を高めざるを得なかったと言われている。ましてや傘下に有力な金融機関を持たない新興財閥や新興の軍需企業にとって、当時の次第に逼迫化する金融難と戦時金融統制の下に必要な資金を調達することが困難な状況であったことは容易に推測しえよう。したがって、政府出資法人の子会社設立に参加し、融資を受けることは、重化学工業部門、植民地・占領地域への進出の成否を左右する程重要な意味を持っていたと言っても過言ではなかろう。政府出資法人に民間資本が大むね50%の資本参加をしていたことの客観的根拠が、ここにあると言えよう。このような政府出資法人の投融資と民間資本との関係は、国营事業投資には見られない特有の現象であり、この点の解明を避けて通ることはできない。だが、それは別稿の課題に譲り、小論では巨額の投融資を行い得た物質的基礎、すなわち、政府出資法人の資金調達の実態を次に検討することにする。

III 政府出資法人の資金調達

政府出資法人が上記の如く大規模な投融資を行い得たのは、膨大な資金調達力を持っていたからであることは言うまでもなかろう。だが、満鉄や日鉄の一部を除いて、大半が設立後日も浅く、採算を無視した業務を行わねばならなかったものであり、内部資金に依存することは当然不可能であった¹⁰⁾。したがって、問題とすべきは外部資金調達の実態であり、その背景にあった戦時金融統制に

10) 従来日産の「満洲」への移駐を日産の「重化学工業を主体とする多角経営」、「公開コンサルンとして5万人に及ぶ大衆株主」、及び「産業五年計画」の実施にともなう資金調達とくに外資導入の必要性によって説明されているが（日本興業銀行、前掲書、408-409ページ）、このような投資条件の整備がなければ日産自体も「満洲」への移駐を敢行し得なかったであろう。因みに、日産は移駐に際して満鉄傘下の有力子会社昭和製鋼・満洲炭鉱・同和自動車・満洲軽金属を「満洲国政府」を媒介として譲り受けた。

11) 例えば日鉄の場合には、資金構成の中で内部資金が大体38%を占めていた（日本製鉄株式会社史編集委員会編『日本製鉄株式会社史』1959年、889ページ）。しかし、大半の政府出資法人は、政府からの配当補給金の付与と政府株無配当とによって、かろうじて民間株に所定の配当を行うという状況であった（藤田武夫、前掲論文、114-115ページ）。

ついてまず簡単に述べておく必要がある。

戦時金融統制は昭和12年9月の「臨時資金調整法」による直接的な資金統制をその端緒とする。それ以前には、公債の日銀引受発行方式と日銀による公開市場操作を2本柱とする「間接的」金融統制が行われていたのであるが、公債消化の為の資金需要と産業資金需要との急増の為に、このような統制に限界が生じてきたからである。続いて、日本興業銀行に対する命令融資制度を含む「会社利益配当及資金融通令」（14年4月）が「国家総動員法」第11条の発動として発令され、それはさらに軍需手形引受制度を含む「銀行等資金運用令」（15年10月）に発展してゆく。又、14年7月には第1回目の「資金統制計画」が立案され、直接的資金統制措置が拡大してゆくが、戦局の進展と経済的諸条件の悪化は資金統制の一層の効率化と公信用の動員を行う為に、金融機構の整備を必要とするに至る。いわゆる「高度国防国家体制の完成」が唱えられ、「経済新体制」に対応した新たな金融統制の基調として「財政金融基本方策要綱」が16年7月に発表されるのである。本要綱に基づいて、従来の「資金統制計画」に替って「国家資金動員計画」が17年度から立案されてくる。又、日本銀行の改組（17年2月）、戦時金融金庫の設立（17年4月）による公信用の動員体制が構築される一方、民間金融機関も本要綱を受けて「自主的」に時局共同融資団（16年8月）、金融統制会（17年2月）を結成する。さらに馬場蔵相によって唱えられた「一県一行主義」が権力的統制を伴って推進され、ほぼ完成するに至る。すなわち、地方銀行の合同、三井・第一、三菱・第百、安田・日本昼夜銀行の合同・吸収合併（18年3月）にみられる巨大銀行の出現、貯蓄銀行の普通銀行への合併、勸農合併の完了（19年9月）等が行われ、全国銀行数が昭和10年の913行から20年8月には71行に、そのうち普通銀行は466行から61行に減少した。以上のような金融機構の整備を基礎として資金統制が一層強力なものとなり、軍需融資指定制度（19年1月）及び資金統合銀行（20年5月）によって制度的にほぼ完全な形態に達する。だが、それは単に資金の全般的統制を意味するのではなく、第7・8表が端的に示す如く、財閥系大銀行による軍需金融の独占と、

第7表 軍需会社借入金調 (昭和20年12月末現在) (単位百万円)

銀行名	軍需融資	命令融資	計	百分比
特殊銀行	5,080	3,247	8,327	31.0%
五大銀行	16,286	903	17,189	64.0
其他普通銀行	801	183	983	3.7
貯蓄銀行	349	0	349	1.3
計	22,516	4,333	26,848	100.0

大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第11巻, 1957年12月, 351ページ。

第8表 資金統合銀行の貸付金・預り金明細 (昭和20年9月29日現在) (単位千円)

融資先	貸付金	預り金	融資先	貸付金	預り金
戦時金融金庫	443,000	0	日本証券取引所	165,000	0
日本興業銀行	2,163,860	0	中央食糧営団	155,080	691
帝国銀行	1,343,069	0	日本木材(株)	128,000	34
安田銀行	1,401,455	0	鉄鋼統制会	120,330	148
三菱銀行	118,000	0	日本肥料統制会	46,900	505
横浜正金銀行	243,000	0	日本罐詰統制(株)	15,780	15
住友銀行	218,922	0	損害保険中央会	5,616	0
産業設備営団	951,500	4,443	その他	90,821	30,974
鉄鋼原料統制(株)	463,630	282	各地方銀行	0	4,603,605
金属配給統制(株)	266,200	8,530	各信託生保(株)	0	4,708,338
日本織物統制(株)	169,711	68	合計	8,509,875	9,357,332

閉鎖機関整理委員会編, 前掲書, 508ページ。

その為に遊資の増大した中小金融機関を資金統合銀行を媒介として財閥系大銀行への単なる資金供給機関に転落させるものであった¹⁹。

資料上の制約により全法人を網羅できないが, 以上のような金融統制の下で行われた政府出資法人の資金調達状況を示すと第9表の通りである。14法人で調達した資金総額326億27百万円は, 先に示した政府払込総額30億36百万円の10倍余りに達し, 中支那振興(株)の56億73百万円を筆頭に戦時金融金庫・北支那開発(株)・満鉄・産業設備営団等は1社だけで政府出資総額そのものさえ

¹⁹ 以上, 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第11巻, 1957年12月による。

超えている。政府出資法人がいかに膨大な資金を外部から調達していたか明らかであろう。少額の政府出資金によって巨額の社会的資金を動員するという意味に於いて、政府出資方式がきわめて「効率的」な財政投融资の形態であると言えよう。このような巨額の資金調達は上記の如き戦時金融統制の下で直接的な諸々の保護措置の付与及び金融機構の再編によって可能となったのであり、それは具体的に資金調達の実態を検討してゆくことによって自ずと明らかになるであろう。

調達形態別にみると、資本金29億22百万円で全体の8.9%、社債金143億49百万円で43.9%、借入金153億55百万円で47.2%であり、後二者で全体の9割余を占めている。政府出資法人の資金調達が社債・借入金に圧倒的に依存していたことが明らかであろう。政府出資率は大体50%であったから、資金全体の中で

第9表 政府出資法人の資金調達状況(終戦時現在)(単位千円)

法人名	払込資本金	社債金	借入金	計
中文那振興(株)	113,241	380,200	5,180,420	5,673,861
戦時金融金庫	300,000	3,773,938	1,577,494	5,651,432
北支那開発(株)	311,750	2,130,200	2,871,500	5,313,450
産業設備営団	155,970	1,748,800	3,188,686	5,093,456
満鉄	1,400,000	2,843,430	58,269	4,301,699
国民更生金庫	97,520	538,704	1,771,550	2,407,774
朝鮮殖産銀行	52,500	967,592	128,930	1,149,022
満州拓殖公社	128,750	827,695	87,464	1,043,909
東洋拓殖(株)	75,000	685,972	110,244	871,216
南方開発金庫	58,450	170,000	279,000	507,450
満州電信電話(株)	125,000	127,150	24,360	276,510
台湾拓殖(株)	59,399	66,800	35,750	161,949
南方拓殖(株)	20,000	48,952	20,317	89,269
樺太開発(株)	24,999	40,000	21,100	86,099
計	2,922,579	14,349,433	15,355,084	32,627,096
比率(%)	8.9	43.9	47.2	100.0

閉鎖機関整理委員会編、前掲書、前掲『昭和財政史』第12巻、前掲『日本製鉄株式会社史』より作成。

は4~5%の低い割合しか占めていないことが解る。法人別にみても、満鉄に対する政府払込額7億円以外は、政府出資金は相対的にも絶対的にも小さい。したがって、政府出資法人の資金調達は約95%を社会的資金に依存しており、その実態は社債・借入金の分析によって一層明らかになると言えよう。

まず、社債の発行総額・発行時期等を示すと第10表の通りである。早期設立になる東洋拓殖(株)・満鉄は別としても、設立が日中戦争以後に属する北支那開発(株)・産業設備営団などの発行総額・発行回数は第11表に示した民間企業の

第10表 政府出資法人の社債発行状況 (単位 千円)

法人名	発行回数	発行総額	政府保証	第1回発行	最終発行
東洋拓殖(株)	198	3,920,237	無	大 2. 3	昭 20. 7. 27
満鉄	121	3,802,434	有	明 40. 7. 23	昭 20. 8. 26
北支那開発(株)	55	2,232,350	〃	昭 14. 8. 28	昭 20. 4. 10
産業設備営団	27	1,750,000	〃	昭 17. 8. 20	昭 20. 10. 25
日鉄	41	1,210,000	〃	昭 13. 10. 5	昭 20. 8. 6
満州拓殖公社	56	986,000	〃	昭 13. 11. 10	昭 20. 8. 1
帝国燃料興業(株)	28	598,000	〃	昭 14. 3. 5	昭 20. 10. 20
中支那振興(株)	17	388,000	〃	昭 15. 4. 20	昭 20. 4. 16
帝国鉱業開発(株)	23	320,000	〃	昭 15. 3. 25	昭 20. 8. 15
住宅営団	31	244,250	〃	昭 16. 11. 1	昭 20. 10. 20
帝国石油(株)	8	135,000	〃	昭 17. 5. 30	昭 20. 3. 10
東北興業(株)	15	135,000	〃	昭 13. 10. 20	昭 20. 8. 15
国際電気通信(株)	13	130,000	〃	昭 16. 2. 20	昭 20. 8. 20
日本石炭(株)	9	105,000	〃	昭 17. 9. 21	昭 20. 8. 15
台湾拓殖(株)	9	70,000	〃	昭 14. 9. 5	昭 20. 6. 20
日本医療団	13	56,000	〃	昭 18. 3. 25	昭 21. 11. 30
南洋拓殖(株)	11	51,665	〃	昭 14. 3. 1	昭 20. 2. 5
朝鮮住宅営団	10	48,500	〃	昭 16. 12. 1	昭 20. 6. 15
樺太開発(株)	7	45,000	〃	昭 18. 12. 24	昭 20. 8. 20
大日本航空	5	40,000	〃	昭 16. 6. 30	昭 17. 6. 25
農地開発営団	6	35,000	〃	昭 19. 2. 15	昭 20. 8. 25
台湾住宅営団	2	8,000	〃	昭 17. 9. 28	昭 18. 11. 25

注(1) 外債、「外地」発行分は円に換算して合計したが、その比率は大きくない。

(2) 政府出資法人のうち金融機関のものは不明。

(3) 日本興業銀行特別調査室編『社債一覽』1970年、より作成。

それとは比較にならない程桁はずれに大きい。この結果、昭和15・16年頃には、政府出資法人を主とする特殊会社債が社債総額の約80%を占めていたのである¹⁹⁾。又、発行時期は東洋拓殖(株)と満鉄とを除くと、昭和13・14年から終戦に至る期間に行われている。この時期は上記の如く戦時金融統制が確立していった時期であるが、公私両部門からの資金需要の為金融市場が逼迫状況を呈し、多額の社債を発行するにはさらに直接的な保護措置が必要であつた。

それは社債の元利支払の政府保証と大幅な社債発行限度の承認であつた。政府保証は第10表に示す如く、東洋拓殖(株)を除いて他は全ての法人に与えられていた。これは社債の市中消化を促し、資金調達を容易にするが、後述する如く特定の政府出資法人の社債は財閥系金融機関を中心とする社債引受シンジケート団によって引受けられていたのであり、それらに対する信用保証機能に転化していたのである。

又、社債の発行限度は第12表に示す如く大幅な限度まで認められていた。戦時金融金庫の30倍を最高に産業設備営団・朝鮮殖産銀行・東洋拓殖(株)・国民更生金庫等は実に15倍まで認められている。実際の発行倍率は10倍を越えるものまでであるが、それでもなお発行限度以下であり、社債による資金調達に余裕がある程である。社債を媒介とした国家信用の付与が、政府出資法人の資金調達の中核的手段であつたことが明らかであろう。

だが、社債の発行限度の大幅な承認と元利支払の政府保証のみで膨大な資金を調達し得たのではない。大蔵省預金部資金によって補完されていたのである。

第11表 民間企業社債発行状況

(単位 千円)

会社名	発行回数	発行総額
昭和電工	15	122,000
三井鉱山	7	100,000
三菱鉱業	5	95,000
住友化学工業	4	60,000
三井東庄化学	6	45,000
日産化学工業	9	36,300
三菱本社	1	30,000
三菱重工業	1	30,000
住友電気工業	1	30,000
住友セメント	2	25,400
住友共電	9	10,000

注(1) 昭和20年8月末日までの累計。

(2) 資料は同上。

19) 前掲『昭和財政史』第12巻、661ページ。

第12表 政府出資法人の社債発行倍率・預金部への依存度 (単位 千円)

法人名	(A) 払込資本 金	(B) 社債発行 残高	(C) 預金部保 有高	発行限度	(B)/(A)	(C)/(B)
戦時金融金庫	300,000	3,773,938	1,107,286	30倍	12.6倍	29.4%
満鉄	1,400,000	2,843,430	145,163	3	2.0	5.3
北支那開発(株)	311,750	3,130,260	657,335	10	6.8	31.0
産業設備営団	155,970	1,748,800	926,905	15	11.2	53.1
満州拓殖公社	128,750	986,000	248,437	10	7.7	25.2
朝鮮殖産銀行	52,500	967,592	195,425	15	18.3	20.1
東洋拓殖(株)	75,000	685,972	88,980	15	7.9	13.0
国民更生金庫	97,520	594,898	196,217	15	6.1	32.8
中支那振興(株)	113,241	380,200	100,929	10	3.3	26.5
住宅営団	86,723	235,344	131,297	10	2.7	55.7
南方開発金庫	58,450	170,000	—	10	2.9	—
帝国石油(株)	286,000	135,000	48,924	3	0.5	36.2
東北興業(株)	45,000	135,000	34,438	5	3.0	25.5
満州電信電話(株)	125,000	127,150	3,964	2	1.0	3.2
日本石炭(株)	50,000	104,700	33,419	3	2.1	31.4
台湾拓殖(株)	59,000	66,800	14,380	3	1.1	21.7
南洋拓殖(株)	20,000	48,952	1,544	4	2.5	3.1
農地開発営団	15,000	35,000	—	5	1.3	—
樺太開発(株)	24,999	40,000	—	3	1.6	—

注(1) 終戦時現在。

(2) 閉鎖機関整理委員会編、前掲書、前掲『昭和財政史』第12巻、附録統計表第8表より作成。

住宅営団や産業設備営団に至っては、社債発行残高の約半分が預金部によって保有されている。絶対額でも戦時金融金庫の11億円を最高に、全体の半数に当る9法人が1億円以上の社債を預金部に依存している。預金部がこのような多額の社債保有によって政府出資法人の資金調達を補完し得たのは国民貯蓄奨励運動等による郵便貯金の急増を中心として、資金量が昭和11年度末47億89百万円から20年度末657億57百万円へ約14倍に激増したことが物質的基礎となっていることは言うまでもない²⁰⁾。

預金部以外の社債の引受け先は、簡易保険局・貯蓄保険局引受のものと「外

20) 同上、附録統計表第1表。

地」発行の一部を除けば、大半が日本興業銀行を幹事銀行とする社債引受シンジケート団によって引受けられている。シ団構成の金融機関は、政府出資法人や引受時期及び合併により多少の変動があるが、朝鮮・横浜正金・第一・三井・三菱・安田・第百・住友・三和・名古屋・愛知・神戸の各銀行と三井・三菱・安田・住友・三和の各信託会社が主要なメンバーである。これらは、特殊銀行を除けば、戦時金融統制の下で地方中小銀行の吸収合併・大銀行相互の合同により形成された「金融の中央集権制」²¹⁾の頂点にあり、昭和20年には帝国・三菱・安田・住友・三和の財閥系巨大銀行は全国銀行の預金のうち57.1%を独占していた²²⁾。その上、先に第8表に示した如く、帝国・安田・三菱・住友各銀行は資金統合銀行から合計30億円余、全体の3割を超す資金を借入れている。財閥系巨大銀行による資金独占こそが、政府出資法人の社債による膨大な資金調達が可能となった重要な物質的基礎であることが明らかであろう。

しかも、社債の応募者利廻りは、預金部引受け分が3.000%から3.600%であるのに対して、シ団引受け分は大むね4.262%である²³⁾。これらの社債は一部を除いて政保債であり、政府出資法人の資金調達を保証する為の国家信用が事実上財閥系巨大銀行に対する信用保証機能に転化していると言えよう。独占資本は政府出資法人に投資することによって、戦時下の投資リスクを国家に転嫁しながら、安定した独占利潤を獲得したと言われるゆえんであろう²⁴⁾。だが、それは単なる投資リスクの国家への転嫁ではない。シ団引受けの社債は、資源開発・重化学工業・「外地」関係法人のものに限定されていたのである。これらの政府出資法人は、大規模な軍需企業、法人が単独であるいは「内地」民間資本との共同設立になる資源開発・重化学工業・社会资本関係の子会社に集中的に投融资を行っていたことは先に示した。融資した資金が、政府出資法人を媒

21) 前掲『昭和財政史』第11巻、369ページ。

22) 同上、370ページ。

23) 証券平均利廻りは、昭和13年上期4.205%、昭和16年上期4.005%、昭和20年上期3.749%であった(同上、374ページ)。

24) 藤田武夫、前掲論文、112ページ。

介として再び直接的間接的に自己の支配下に環流してくる、そのような政府出資法人の社債をシ団が引受けていたのである。住宅営団や産業設備営団及び軍需企業に低利資金を融資することを業務目的とする戦時金融金庫の社債の多額を、預金部が保有していたことと表裏の関係にあると言えよう。

又、幹事銀行としての日本興業銀行は、命令融資等の軍需融資遂行機関として戦時金融統制の中で重要な役割を果たす一方、多額の政府保証の興銀債を発行し得たのである。それは発行限度5億円から昭和14年4月10億円、16年3月20億円、17年3月50億円と認められ、終戦の年2月にはついに100億円まで発行し得ることになっていた。その上、同行は社債・借入金を通じて預金部から昭和20年度末現在16億9百万円²⁹、資金統合銀行から20年9月末現在26億6千万円に上る融資を受けていたのである。

戦時金融統制の下に於いて、財閥系巨大銀行による資金独占、中小金融機関の支配、大衆零細資金の預金部への動員、日本興業銀行に対する国家信用の付与等が、大幅な発行限度を認められた政保債による資金調達を可能とした金融構造であったと言えよう。

次に借入金の実態を検討するが、借入金の具体的な資料はほとんどなく、全体の法人について明らかにすることは不可能である。特定の法人の借入状況から推測する以外に方法がない。小論では、政府出資法人の中でも中心的存在であった戦時金融金庫の場合を検討することにする。金庫の借入金の明細は第13表の通りである。まず第一に、社債による資金調達の場合と同様の特徴がみられることが明らかであろう。預金部・資金統合銀行からの借入が多く、両者から7億43百万円、全体の半分を占めている。又、民間銀行からの借入は社債引受シンジケート団を構成していた財閥系巨大銀行に占められ、個々の中小金融機関からの借入が無い。借入金の場合にも戦時金融統制の下での財閥系巨大銀行の形成、中小金融機関の支配、大衆零細資金の大蔵省預金部への集中が物質的基礎であったことが推測し得るであろう。唯、財閥系巨大銀行からの借入金

29) 前掲『昭和財政史』第12巻、附録統計表第10表。

第13表 戦時金融金庫の借入金明細 (単位・千円)

借入先	金額	借入先	金額
日本銀行	539,000	日本興業銀行	10,130
資金統合銀行	443,000	安田銀行	19,206
大蔵省預金部	300,000	日本勸業銀行	9,990
朝鮮銀行	20,000	住友銀行	14,914
台湾銀行	30,000	三和銀行	14,914
北海道拓殖銀行	10,000	野村銀行	8,630
帝国銀行	27,000	東海銀行	8,630
三菱銀行	25,000	神戸銀行	7,014
		計	1,487,428

注(1) 総額が前掲第9表の借入金額15億7749万4千円と1億近くの差額があるのは、有価証券売買等に伴う一般債務を含んでいるからである。

(2) 昭和20年9月29日現在。

(3) 閉鎖機関整理委員会編、前掲書、511-512ページ。

が合計1億25百万円、全体の8.4%程度しか占めていないことに注目しておく必要がある。

第二に、日本銀行からの借入が5億39百万円、全体の3割余を占めていることを看過してはならないであろう。これは、金庫の業務の性格と密接に関連しているものと考えられる。すなわち、金庫は単に大量の資金を採算性を無視して融資し得るのみでなく、それは長期かつ低利の資金でなければならない。しかも、資金源を戦時財政危機の状況下では「資金コストゼロ」の租税に全面的に依存することはできず、民間株に5%配当を行いながら、設立から終戦までの間に供与された補給金は15百万円にすぎなかったのである。通常の金融業務に伴う費用の他、低利資金化の為の利子補給、貸倒などを何等かの手段で補填せざるを得ないはずである。その役割を上記大蔵省預金部・資金統合銀行²⁰からの低利資金とともに、日本銀行からの借入金果したものと思われる。これ

20) 資金統合銀行は低利資金化(最低4分3厘の利率で調達した資金を4分ないし4分2厘で融資)の為、日銀借入金の金利の弾力的操作、無配主義、役職員の兼務による無給主義の諸手段を採用していた(前掲『昭和財政史』第11巻、363ページ)。

ら三者からの借入金が全体の86%を占める根拠の一端が窺われよう。日本銀行がこのような多額の融資を行い得たのは、昭和17年2月の改組に大きく依存しているものであり、社債による資金調達に於いて充分明らかにし得なかった政府出資法人と日銀信用の連関の一側面であろう。

政府出資法人全体の借入金の詳細が明らかではないので断言し得ないが、このような戦時金融金庫の借入金による資金調達の基本的性格は、他の政府出資法人の場合にも共通にみられるものと考えられる。又、社債前貸制度を考慮するならば、社債による資金調達と借入金によるそれとは有機的に結合していたのであり、両者はほぼ同様の性格を有していたと言っても大きな誤りではなからう。

結 語

以上より、戦前日本の財政投融资の一形態として挙げられる政府出資方式は、国営事業投資とは全く異った性格を有するものであるということが明らかになったであろう。すなわち、第一に、時期的には昭和11年から本格化し、15年度の政府出資特別会計の設置を画期として制度的に整備された形態となった。第二に、この財政投融资の推進主体は政府と民間との半額出資によって設立された政府出資法人であり、「国家資本」と民間資本との直接的結合はこれ以外の財政投融资の形態では見られない現象である。第三に、政府出資法人は大規模に直営事業を行うとともに、関連部門に対して巨額の投融资を行っていた。それは特に、重化学工業・資源開発部門、植民地・占領地域に於ける社会資本部門に集中していた。これは総力戦下の軍備増強の為の物資統制、「生産力拡充」という国家的軍事要請であったことは言うまでもない。だが、同時に、日中戦争前後を転期として日本経済が重化学工業化へと産業構造を転換しつつあったことを考慮するならば、民間資本の重化学工業部門、植民地・占領地域への進出に対してきわめて重要な意義を持っていたものと考えられる。特に、政府出資法人と民間資本との結合が資本参加・子会社の共同設立・融資関係を媒介と

する為に、巨大な金融力を有する財閥にとってきわめて有利な財政投融資の形態であると考えられる。第四に、膨大な直営事業・投融資を遂行する為に必要な資金の大半は社債・借入金に依存しており、政府出資金それ自体は小さな割合しか占めていなかった。社債・借入金によって民間金融市場から巨額の資金を調達し得たのは、諸々の戦時金融統制の下で、政府による社債の元利支払保証、社債の大幅な発行限度の承認が大きな要因の一つであった。社債は大蔵省預金部・簡易貯金局・貯蓄保険局及び財閥系巨大銀行を中心とする社債引受シンジケート団によって引受けられていた。財閥系銀行が社債引受業務を独占的に行い得たのは、戦時金融統制下での資金独占と中小金融機関の資金の資金統合銀行を媒介とした占有とを物質的基礎としていた。さらに、シ団の幹事銀行である日本興業銀行に対する国家信用の付与、大蔵省預金部への大衆零細資金の集中、日本銀行の再編等が、政府出資法人の資金調達を保証したもう一つの物質的基礎であったことを忘れてはならないであろう。

このような政府出資法人を楨杆とした財政投融資機構の金融的側面を要約するならば、戦時金融統制を基礎として大衆零細資金・中小金融機関の資金・公信用を政府出資法人を媒介に植民地・占領地域の社会資本建設、資源開発、重化学工業部門に集中的に動員する体制であると言えよう。又、このような財政投融資を可能とした金融構造は、戦時国家独占資本主義体制下の金融統制によって構築されたのであり、その意味に於いて政府出資法人を楨杆とした財政投融資は戦時国家独占資本主義を成立の為の必須の要件としていたと言えよう。したがって、国家独占資本主義段階特有の現象である財政投融資の日本に於ける史的展開を問題とする時、政府出資法人を楨杆とした戦時財政投融資機構を分析の端緒に据えなければならぬと考えてよいであろう。(1973. 12. 20)